

第  
4回

# シリーズ事業承継



税理士 三枝 寛和

シリーズ事業承継 第4回は①「事業承継に必要な資金の確保」②「事業承継に関して経営権の確保・維持の方策」について述べます。

## ① 事業承継に必要な資金の確保

### 1. 事業承継に必要な資金

必要な資金は会社と個人に分かれ、以下のようになります。

#### 1) 会社

- 前経営者への退職金
- 会社で自社株を取得する場合の買取り資金。
- 前経営者からの土地など事業資産を買い取る場合の買取り資金。
- 株式が分散している場合の株式の買取り資金。

#### 2) 個人

- 贈与税、相続税の納税資金。
- 個人で自社株を取得する場合の買取り資金。
- 前経営者からの土地など事業資産を個人で買い取る場合の買取り資金。
- 株式が分散している場合の株式の買取り資金。
- 他の相続人への代償分割資金。

### 2. 事業承継に必要な資金の調達方法

基本的に自己資金で調達するのがベストな方法ですが、全てが自己資金というわけにはいきません。足りない分は金融機関からの融資に頼ります。

#### 1) 自己資金の確保

- 納税資金確保に見合う役員報酬。
- 配当金で資金を確保。
- 相続等で取得した不動産などの売却。

#### 2) 金融機関等から確保

- 民間金融機関からの融資。
- 政府系金融機関からの融資。
- 信用保証協会による信用保証。
- ファンドを活用。
- 生命保険を活用し資金準備。

## ② 事業承継に関して経営権の確保・維持の方策

- 経営支配をする株式の承継対策は、経営者が亡き後も後継者が円滑に経営を行えるようにするのが大切です。
- 後継者の経営権確保のためには最低でも議決権の過半数が必要で、更に3分の2以上が望まれます。
- 対策には生前贈与、譲渡、種類株の活用も有効になります。

### 1. 経営支配のための株式承継

経営支配を行うために自社株式の承継対策は非常に重要です。現経営者の相続が起こった後に、相続人間で遺産分割の争いが起きたり自社株について争いが起きてしまうと、企業経営に重要な問題を残すことになり、可能な限り生前に自社株の帰属を整理し対策を立てることが必要です。会社法、定款上定められている議決権数を確保し、経営後継者に自社株を集中させるべく自社株の贈与、売買、遺贈を行います。ここでは後継者以外の相続人の遺留分も勿論、考慮に入れて行います。

### 2. 名義株式の整理

かつての商法では最低7名の株式引受人がいないと会社設立ができない時代がありました。そのため社歴が古い会社には名義だけを賃借した名義株と言われるものがあります。当初の名義の経緯も不明なものも多くあり、現経営者の相続が起こった後では問題が起こることもあります。現経営者は事前に名義株の整理をしておくことは、事前に問題の根を摘む意味でも重要です。

### 3. 議決権保有株式

経営の重要決議事項は議決権の過半数または3分の2が決議要件になっています。  
普通決議→議決権の過半数（役員選任、取締役解任、計算書類承認）  
特別決議→議決権の3分の2（定款変更、監査役解任、組織再編）

### 4. 従業員持ち株制度

自社株取得のための相続税、贈与税、譲渡所得税の負担のための資金確保が重く、自社株を経営後継者に集中するのが困難な場合があります。この場合、従業員持株会を活用することができます。従業員持株会は会社への帰属意識の充実、配当を実施することにより従業員の財産形成をすることに本来の目的があります。

これを活用することにより、安定株主として経営後継者を側面から支える効果も期待できます。

### 5. 中小企業投資育成制度

中小企業投資育成株式会社を後継者の経営権確保のための安定株主対策として活用する方法もあります。中小企業投資育成株式会社は、経済産業省の政策金融機関であり、事業承継に寄与するための活動を行っています。